

パブリックコメント実施要領

計画等の案の名称	伊豆の国市屋外広告物の規定する規制区域の指定
意見募集の趣旨	<p>良好な景観の形成、公衆に対する危害の防止等を図るため、奈古谷・大仙・長崎地区の一部を、伊豆の国市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の掲出規制の対象区域に指定することを計画しています。新たに規制区域の指定をするに当たり、市民の皆様からの意見を広く聴取するため、意見公募（パブリックコメント）を実施します。</p> <p>寄せられた御意見等につきましては、「伊豆の国市屋外広告物条例に規定する規制区域の指定」の際の参考とさせていただきます。</p>
意見の提出期間	令和6年1月10日(水)から令和6年2月6日(火)まで
計画等の案の閲覧場所	<p>市公式ホームページ</p> <p>市役所都市計画課窓口（伊豆長岡庁舎別館2階）</p> <p>伊豆長岡庁舎1階玄関ロビー</p>
意見の提出先	伊豆の国市役所 都市計画課
意見の提出方法	<p>(1) 書面による提出 提出先：都市計画課</p> <p>(2) 電子メール tosikei@city.izunokuni.shizuoka.jp</p> <p>(3) 郵便 〒410-2292 伊豆の国市長岡 340-1 伊豆の国市都市計画課</p> <p>(4) ファクシミリ 055-948-1468</p>
問合せ先	<p>伊豆の国市役所 都市計画課</p> <p>TEL055-948-2909</p>
備考	